

発八監第 17 号
令和6年9月30日

八頭町長 吉田英人様

八頭町議会議長 尾島勲様

八頭町監査委員 丸山長智

八頭町監査委員 中村美鈴

令和6年度財政援助団体等監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和5年度に財政的援助を与えているもの（財政援助団体等）の出納、その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を次のとおり報告する。

1 監査の概要

（1）監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているものの出納、その他の事務の執行に関する監査について、次の点を主な着眼点として実施した。

ア 町が補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）及び事業について、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って、事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）については、関係法令等を遵守し、指定管理業務を行う上で公の施設の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に運営されているか。

（2）監査の実施時期

令和6年7月31日から8月28日までのうち4日間実施した。

（3）監査の実施方法

関係書類や事務事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として実施した。

(4) 監査実施機関等の数

区 分	対 象 監 査 数	監 査 実 施 数
補 助 金 等 団 体	7 0 3	4 3
指 定 管 理 者	1 1	5
合 計	7 1 4	4 8

2 監査の結果及び意見

(1) 概 要

補助金の交付の目的に沿って、事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、指定管理事務を行ううえでの公の施設の運営及び経理処理、出納その他の事務の執行が適切かつ効率的に運営されているかを主な主眼点に監査を実施した。

① 補助金交付事務関係で指摘事項に該当するもの

令和5年度第36回全国健康福祉祭とっとり大会八頭町交流大会開催準備事業費補助金において、補助対象経費は補助金交付要綱で限定列挙されているものの、限定列挙以外の経費である賞品代相当額14,745円を精算時の追加交付額に含めて支出している。

本件については、賞品代は全額参加費から拠出する計画であったが、リハーサル大会の参加者が85名と参加見込みの120名より3割程度少なかったことから、既に調達済みの賞品代の不足分である14,745円を精算時において補助対象経費として誤って算定したことから交付過多となっている。

② 補助金交付要綱関係で改善或いは再考を要するもの

ア 自転車通学生徒通学費補助金の交付要綱においては、「通学費の一部を補助する」旨の規定はあるものの補助基本額となる費用についての規定はなく、補助金の額についても「生徒1人につき20,000円を上限とする」という定めのみ規定されている。

当該補助金は自転車通学に使用する自転車やヘルメットの購入資金に充てるための補助金のようなものであるが、自転車通学に必要な物品を購入すれば20,000円以上かかることは必至である。

そもそも補助金の申請書様式が補助金申請額を記入するのみで、自転車通学費を記入する項目はなく、通学準備に必要な費用を確認する申請書式ではないことから、補助要綱において補助金の上限額を定めておく必要はない。

現状も通学距離が自転車通学の要件として満たしているのであれば20,000円を交付する取り扱いを行なっていることから、「生徒1人につき一律20,000円とする」という定めが実態に即していると思料する。

イ 八頭町小規模事業者経営改善資金利子補助金については、補助事業制度に従えば補助要綱で「1,000円未満の端数は切り捨てる」という定めがない限り、多額の補助金の場合であっても端数を切り捨てることはできない。

しかしながら、補助基本額の定めがない中では補助申請額が10円単位や1円単位であっても補助金交付申請があれば交付を断ることなく対応を余儀なくされるのが現在の国の取り扱いである。

八頭町補助金等交付基準第6条第3号で定める『最少の費用で最大の効果をもたらすもの』という効果性の視点に加え、補助事業に携わる担当職員の事務負担や人件費を考慮すると、こうした寡少な額の補助申請には応じない取り扱いが妥当であると思料する。

当該事業は、国の制度に則って交付するものであり、その制度が変わらない現状においては致し方ない面はあると思料するが、補助金交付の効果が極めて小さい金額の申請については、各地方公共団体の補助要綱の中で一定の「補助金交付額の適用除外基準」を定めることができるように上部組織に提案すべきではないかと思料する。

③ 指定管理業務関係で改善の余地があるもの

ア 姫路公園

テニスコート3面のうち2面については、苔むした状態で本来の目的で利用されていない遊休スペースとなっていることから、早急に最も有効利用できる方策を立てて整備する必要があるものと思料する。

イ やまめ供給施設

やまめの稚魚を安定的に養殖するためには、現在の1水系のみでは有事の際には取水ができなくなり、養殖している約10万匹の稚魚が全滅するリスクがあることから、昨年の台風による被災経験を踏まえて予め複数の水系から取水できるような整備をしておくことの検討の余地があるものと思料する。

ウ ふる里の森

指定管理者協定書の内容についてみると、ふる里の森条例で定められている「閉園期間等の記述」が記されていないので、条例に合わせた内容に変更する必要があるほか、協定書の中に備品明細が明記されていないため、具体的にどんな備品を使用させているのかを指定管理者に認識させるためにも、備品明細を明記しておくことにより、指定管理者所有の備品と明確に分別しておく必要がある。

(2) 実施状況及び指摘事項等

ア 補助金等交付関係

1) 総務課所管

補助事業名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
集落公民館等整備事業補助金(大江)	1,397,000	279,000	7月31日 監査室

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

2) 総務課防災室所管

補助事業名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町震災に強いまちづくり促進事業補助金 (ブロック塀:塀、基礎撤去)	228,200	153,000	7月31日 監査室
八頭町震災に強いまちづくり促進事業補助金 (ブロック塀:塀撤去、改修)	958,650	448,000	
八頭町カーブミラー設置等補助金(上日下部)	279,400	139,000	
八頭町防犯灯設置補助金(安井宿)	346,500	120,000	
八頭町防犯灯設置補助金(すくも塚)	35,200	17,000	
八頭町消防施設整備事業補助金(下濃)	237,600	177,600	
交通安全協会八頭町支部補助金	207,940	207,940	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

3) 建設課所管

補助事業名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
民間企業の宅地造成事業に伴う補助金	2,881,400	2,881,400	7月31日 監査室

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

4) 福祉課所管

補助事業名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金	50,000	25,000	7月31日 監査室
令和5年度第36回全国健康福祉祭とっとり大会八頭町交流大会開催準備事業費補助金	誤 1,294,123 正 1,205,377	誤 617,433 正 602,688	
障害者グループホーム等夜間世話人配置事業補助金	164,680	164,680	

監査結果

事業の一部において不適切に執行されているものが認められた。

- 令和5年度第36回全国健康福祉祭とっとり大会八頭町交流大会開催準備事業費補助金については、補助金交付要綱において補助対象経費ではない経費及び預金利息を精算時に補助対象経費に含めて算定した結果14,745円が過交付となっている。
当該事業が発生した背景には、計画段階でリハーサル大会の参加予定者を120名程度として見込んだ参加費を基に賞品を調達していたが、実際には約3割減の85名の参加者に止まり、参加費を当てにしておいた賞品代が不足したことが原因であるが、そもそもこの賞品代は町が負担すべき費用であったにもかかわらず、精算時において誤って補助対象経費として取り扱ったことが原因である。

5) 教育委員会学校教育課所管

補助事業名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
宿泊研修(4年生・山の学校)補助金	161,185	27,000	8月9日 監査室
特色ある学校づくり補助金(八頭中学校)	423,305	423,305	
自転車通学生徒通学費補助金	840,000	840,000	
ホッケー競技普及強化事業補助金	510,800	450,000	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められたが、補助要綱の規定内容に改善の余地があるものが認められた。

- 八頭町立小学校及び中学校補助金交付要綱第2条の補助金交付要件の第1号において、「補助事業に係る諸経費の一部」と規定され、その対象事業の中に本件の「特色ある学校づくり事業」が含まれている。
本件の補助事業(八頭中学校)は総事業費及び補助基本額が同額の423,305円に対して町補助金は事業費の全額に当たる423,305円が交付されている。
当該事業は中学生対象の学習部、生活部、保体部のほか職場体験交通費に充てられている経費であり、生徒等から参加費や負担金を徴する必要のない事業であれば、100%補助も妥当性はあるようである。

補助要綱において「諸経費の一部」と言い切ることの是非について検討した上で、要綱を修正する選択肢と、あくまでも「経費の一部」について補助対象の交付要件とするのであれば、本件は補助要綱を軽視した過交付事案に該当することになるので、参加費或いは負担金として経費の一部を徴収するような取り扱いに改める必要があるものと思料する。

- 自転車通学生徒通学費補助金の交付要綱においては、「通学費の一部を補助する」旨の規定はあるものの補助基本額となる費用については定めがなく、補助金の額についても「生徒1人につき20,000円を上限とする」という定めしか決められていない。当該補助金は自転車通学に使用する自転車やヘルメットの購入資金に充てるための補助金だと思われ、必要な物品を購入すれば20,000円以上かかることは必至であるが、購入資金（補助基本額）の確認までは行なっていないのが実態のようであり、補助要綱において上限額を定める意味がないと思料する。物品等の購入資金を確認しないで、現行の補助金交付の実態を反映するのであれば、補助要綱で上限を定めるべきではないと思料する。

6) 教育委員会社会教育課所管

補助事業名	補助対象事業費(円)	補助金額(円)	実施日
県外優秀アスリート民間学生寮運営事業補助金	2,240,190	1,120,095	8月9日 監査室
トップアスリート教室事業補助金	600,000	600,000	
重要文化財矢部家住宅管理事業補助金	56,600	28,000	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

7) 町民課所管

補助事業名	補助対象事業費(円)	補助金額(円)	実施日
集落ごみステーション等整備事業補助金	13,593	10,000	8月9日 監査室
八頭町飼い主のいない猫不妊・去勢手術費補助金	77,000	38,500	
八頭町飼い主のいない猫不妊・去勢手術費補助金	41,448	20,724	
八頭町野良猫よけ器購入補助金	17,600	8,800	
くず梨等の液肥・堆肥化推進事業費補助金	200,728	100,364	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

8) 保健課所管

補助事業名	補助対象事業費(円)	補助金額(円)	実施日
住民主体通所型サービス運営事業費補助金	470,000	470,000	8月9日 監査室

監査結果

事業は目的に沿ってほぼ適切に執行されているものと認められた。

9) 企画課所管

補助事業名	補助対象事業費(円)	補助金額(円)	実施日
新婚生活支援事業費補助金	600,000	600,000	8月21日 監査室
八頭町移住支援金	600,000	600,000	
空き家利活用流通促進事業補助金	1,922,865	900,000	
八頭町 UJI ターン住宅支援事業補助金	11,588,599	2,000,000	
空き家等解体撤去事業費補助金	1,108,800	553,000	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

しかしながら、国や県からの補助金も絡んだ下記事業において、補助要綱の記述内容が理解しづらい表現がなされている。

- ① 本町の空き家利活用流通促進事業補助金交付要綱では、補助対象経費の 1/2 を補助し、空き家を住宅として活用する場合にあっては、補助限度額が一户当たり 900 千円を交付する規定となっている。

実態をみると町が申請者に交付した補助金 900 千円に対して、県から後出しで 2/3 の 600 千円が交付される仕組みとなっており、町の実質負担額は限度額の 1/3 の 300 千円となっている。

- ② 八頭町 UJI ターン住宅支援補助金交付要綱においても、上記同様に補助対象経費の 2 分の 1 を乗じて得た額以内で算定した額（限度額 2,000 千円）を町が補助金として交付する旨規定され、町が申請者に交付した補助金 2,000 千円に対して、町が県に補助申請して後出しで 1/2 の 1,000 千円が交付される仕組みとなっており、町の実質負担額は 1/4 で補助限度額の 1/2 の 1,000 千円となっている。

- ③ 空き家等解体撤去事業費補助金交付要綱においては、上記同様に補助対象経費の 2 分の 1 を乗じて得た額以内で算定した額（限度額 1,000 千円）を補助金として交付する旨規定されており、町は補助対象事業費の 1/2 である 553,000 円の補助金を支払い、後日、国から町の負担額の 1/2（実質 1/4）を、更に県から残りの町の負担額の 1/2（実質 1/8）を補助金として受理し、最終的には町の実質負担額は補助基本額の 1/8 となっている。

- 制度上、上部団体の国や県から間接補助金が交付されることが明確となっている事業であれば、補助申請者や担当者のほか監査に携わる者に補助金が後出しされる仕組みを分かりやすく理解してもらうためにも、本町の補助要綱にその旨を追記しておくことが望ましい。

10) 人権推進課所管

補助事業名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
部落解放・人権政策確立要求八頭町実行委員会補助金	300,341	300,341	8月21日 監査室

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

11) 男女共同参画センター所管

補助事業名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
男女共同参画推進会議活動事業補助金	105,657	91,437	8月21日 監査室

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

12) 産業観光課所管

補助事業名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
令和5年度八頭町肥料価格高騰緊急対策事業費補助金	1,190,899	1,190,899	8月28日 監査室
八頭町森林整備担い手育成補助金	2,042,422	998,416	
鳥取梨生産振興事業費補助金	424,814	42,480	
八頭町フルーツの里推進事業費補助金	689,500	208,935	
八頭町危険木伐採事業補助金(茂谷)	3,600,191	3,600,191	
八頭町危険木伐採事業補助金(富枝)	110,000	55,000	
八頭町危険木伐採事業補助金(個人)	190,000	95,000	
八頭町造林作業道整備事業費補助金	27,460,000	4,926,640	
八頭町新因幡ライン景観形成支援事業補助金	610,500	300,000	
八頭町小規模事業者経営改善資金利子補助金	1,972	986	
八頭町観光・交流促進補助金	182,333	47,000	

監査結果

事業の一部については、補助事業の内容に見合った補助要綱を作成することなく、本来適用すべきではない補助要綱を基に処理している事案が認められた。

- 鳥取梨生産振興事業費補助金については、当該補助金を交付するに当たり「八頭町農林水産業間接補助事業補助金交付要綱」を根拠規定として取り扱っている。確かに国の基金協会から補助金は交付されているものの、間接補助金として町を経由して交付される性格のものではなく、本件に適用すべき要綱とはなっておらず、事前に新たな補助要綱を作成しておくべき事案であると認められる。

本町が適用している間接補助の要綱は「国及び県が定める農林水産業関係の補助金を受ける間接補助事業」のみに適用されるものであり、本件のような町のみが単独で補助金を交付する事業には適用すべきではなく、結果として補助金交付要綱のない事業に補助金を交付しているものと認められる。

- 八頭町新因幡ライン景観形成支援事業費補助金については、補助金受入状況を見る限りでは、本町の補助金 300,000 円(上限)の 1/2 が県補助金として受け入れられており、本町の実質負担額は 150,000 円となっている。

後出しで県から間接補助金が交付されることが明確である事業であれば、補助申請者に補助金の仕組みを分かりやすく理解してもらうために、当該事業の補助要綱の別表(第 3 条関係)の 3 欄か 4 欄にその旨(例えば、町交付額の○分の○は県から補てんされる)旨を追記するなどして、最終的な補助金の負担元を明確にしておくことが望ましい。

- 八頭町小規模事業者経営改善資金利子補助金については、補助事業制度及び補助要綱に従って補助金を交付しているが、補助金交付額が 1,000 円未満を交付するものである。

確かに、補助要綱において「1,000 円未満の端数は切り捨てる」旨の定めがなければ、多額の補助金の場合であっても端数を切り捨てることはできないし、極めて少額であっても制度がある限り補助申請があれば応じなくてはならない。

八頭町補助金等交付基準第 6 条第 3 号で定める『最少の費用で最大の効果をもたらすもの』という費用対効果という視点でみると、1,000 円未満の補助金交付の効果性は極めて薄いことに加え、補助事業に携わる担当職員の人件費負担の視点でも、1,000 円未満の補助金の交付申請を受理するという現状の取り扱いは如何なものかと思われる。

イ. 指定管理者関係

1) 産業観光課所管

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)		
			管理料 (3年間)		
やまめ供給施設	私都養殖漁業生産組合 組合長 田中 英行	7月31日 現地	R3年度	161,000	
			R4年度	161,000	
			R5年度	161,000	
			指定期間	R3.4.1~R6.3.31	

監査結果

3年目に当たる5年度は、総事業費11,692千円、指定管理料は3年間で483千円であり、やまめ販売収入で業務は行われている。

- ① 同組合長であった和田氏が令和6年度初旬に急逝されたため、新組合長の田中氏及び竹内氏より令和5年度実績の報告を受けた。
- ② 組合員の高齢化に伴い、発足当時23名の組合員が2名となり、組合としての組織を維持することが困難となったことから、令和6年度には2名の組合員を迎え入れることとし、辛うじて組合組織を維持している。
- ③ 昨年8月15日に襲来した台風7号に伴い、線状降水帯が当地区に発生したことから、当該施設の水源である私都川が氾濫して取水口から取水が不可能となったが、たまたま裏山の谷で土石流が発生し、そこから流れてきた濁水が養殖池に流れ込んだ結果、幸いにも稚魚が全滅することが避けられた状況であり、今後の課題としては、稚魚を安定的に養殖するためには、2~3水系を確保しておく必要があるが、現在の1水系のみでは稚魚が全滅するリスクがあるとしており、早急に別水系からも水を確保する方策が急務であると懇願している。

2) 産業観光課所管

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)		
姫路公園	(株)Workplays 代表取締役 奥村 隆史	7月31日 現地	管理料 (3年間)	R4年度	4,400,000
				R5年度	4,400,000
				R6年度	4,400,000
			指定期間	R4.4.15～R7.3.31	

監査結果

2年目であった5年度は総事業費6,330千円、指定管理料は3年間で13,200千円であり、公園施設利用収入や自主事業（ヤマメの掴み取り）などを行なっているが、5年度は8月に襲来した台風7号による災害で交通事情が悪くなり、利用客が大幅に減少した。6年度においても施設までの道路や施設内の河川護岸の災害復旧事業があり、利用客の増加に影響が残ることが懸念される。

- ① 今後の課題としては、現在進めているBMXのコースを整備中であるが、残り半分程度が未整備となっていることから、早急に整備を完了する必要がある。
また、テニスコート3面のうち2面については、コート面が苔むしていることから施設の有効利用されていない。利用方針としてはストリートパークとして利用する方針を持っていたが、BMXフリースタイルパークとして利用できるように変更したい意向を持っている。
- ② 使用不可能な備品類が多数保管されており、備品の整理を進めたい意向を持っている。
- ③ 当該施設を従来どおり或いは従来以上に稼働させていくには、当該施設までの唯一の道路等の災害復旧事業が早急に完了し、団体客用の大型バスが通行可能となることを望んでいる。

3) 産業観光課所管

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)		
船岡竹林公園	(株)遠藤農園 代表取締役 小山 由香	8月9日 現地	管理料 (3年間)	R3年度	6,243,000
				R4年度	6,600,000
				R5年度	6,600,000
			指定期間	R3.4.1~R6.3.31	

監査結果

最終年度の5年度は事業費10,464千円、指定管理料は年間6,600千円であり、指定管理料のほか簡易宿泊等利用料金とステージ利用料金収益が中心で業務は行われている。

- ① 隣接地において竹炭を生産していた竹炭組合が高齢化により解散したことから、その炭焼施設及び竹林を公園として令和4年度に取得したことにより指定管理区域が拡大し、4年度から指定管理料が増額となっている。
- ② 経営面で見ると公園内の建物施設以外の樹木の剪定や除草作業は、外部委託が中心となっていることから、利益が出るよう努力はしているもののここ3か年は赤字経営が続いている。施設の利用料金の設定を見直す必要があることを町へ申し出たいようである。
- ③ 鉄道利用での来園者においては八頭バスの便が少なく来園手段がないほか、自家用車等で来園する県外者においては、大江ノ郷自然牧場と当該竹林公園の位置関係が分からない人が多いので、相互の位置情報の看板を設置してほしい旨要望している。

4) 産業観光課商工観光室所管

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)		
やずミニSL博物館	若桜線SL保存会 会長 山根 徹	8月9日 現地	管理料 (3年間)	R3年度	3,200,000
				R4年度	3,200,000
				R5年度	3,200,000
			指定期間	R3.4.1~R6.3.31	

監査結果

最終年度の5年度の事業費は4,492千円、指定管理料は3,200千円であり、館長等の人件費やミニSLの乗車乗務員賃金などの経費に充てられている。

- ① 5年度の入場者は1万人余り、ミニSLの乗車客は5,000人余りであり人気は高く、今後は若桜鉄道と連携した取り組みを考えているようである。
- ② 現状の課題としては、ミニSL展示施設において年数回開催しているコンサート時の入場者や夏場の博物館観覧者から館内の暑さから敬遠されることがあることから、室内環境を良くするため冷房装置の設置を熱望している。
- ③ 展示車輛をもう少し増やしたい意向を持って入札に参加してみたが、落札額が高価なため予算的に問題があり断念していたが、現車輛の寄付者から未完成の車輛ではあるが1車輛を譲り受けることができたとして、現在、完成に向けて整備している段階である。

5) 産業観光課所管

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)		
八東ふる里の森	(株)エルボスケ 代表取締役 日下部 誠	8月28日 現地	管理料 (3年間)	R5年度	4,752,000
				R6年度	4,752,000
				R7年度	4,752,000
			指定期間	R5.4.1~R8.3.31	

監査結果

2年目であった5年度の事業費は12,652千円で、指定管理料は4,752千円であり、施設利用料金や自主事業料金などで70万円余りの利益を計上しているが、指定管理料の大半は人件費に充てており、本業（経営コンサルティング等）の利益からも人件費に充てているのが実態のようである。

- ① 当該施設は野鳥（アカショウビンやコノハズク等）の営巣やバードウォッチングができる施設の中にキャンプ場も併設している関係から、キャンプ場の利用は野鳥が営巣して雛が巣立つまでは、キャンプ場の利用ができないなど、集客という面で非効率となっている。
- ② 野鳥が巣箱から巣立っていく時期はバードウォッチング客は多く、中には関東地方から自家用車で日帰りする愛好者もあるほか、最近多くなってきた外国から来日した観光客からも自然環境が維持されている施設であることで好評のようである。
- ③ 当該地の施設は老朽化していることから、順次バンガロー等の改修工事を行なっているが、管理棟やシャワールームも老朽化しており、早期の改修を望んでいる。
- ④ 指定管理者協定書について改善を要する点としては、施設管理条例において冬場は閉園する期間が定められており、実態も閉園期間があるにもかかわらず、協定書の内容をみると冬場の閉園期間が記載されていないことから、施設管理条例に沿って指定管理者協定書第16条に、閉園期間として『12月1日から4月28日までの間。』として、『他に特に必要があると認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て変更することができる。』旨のほか、『開園期間中において、週1回の休園日を設けることができる。』旨を加筆すべきと思料する。

また、協定書第15条の管理物件のうち備品等については、1式という表記しかされていない。町所有の備品類については、既に別途一覧表を作成されているので、「1式（別紙のとおり）」と加筆して、別紙を協定書に添付すべきであると思料する。

- ⑤ 当該指定管理施設には直接関係ないが、集落から外れて当該施設に至る町道のガードレールが積雪等で複数箇所が破損したままとなっている。

国道から当該施設までは10km程度あることから、予算面のこともあり順次計画的に改修されているようであるが、自家用車利用者がガードレール破損箇所から脱輪し、細見川に転落しかねない大きな事故が発生することも予想されるため、特に道路幅員が狭くなっている破損箇所については、優先的かつ早急に修繕しておく必要があるものと思料する。